

機関名：長崎地方法務局

概要

長崎県人権擁護委員連合会及び長崎地方法務局は、人権相談、人権侵犯事件の調査救済を行うとともに、各種啓発活動を実施する機関です。

法務大臣から委嘱を受けた県内199名の人権擁護委員と人権擁護事務を担当する職員の連携協力により業務を行っております。

業務（相談）内容

- ① 各種啓発活動の企画、立案、実地
- ② 常設人権相談所、特設人権相談所の開設
- ③ 人権侵犯事件の調査及び被害者救済のための措置

利用方法

- ① 面接相談 月～金（8：30～17：15）予約不要
（ただし、祝日及び年末年始を除く）

- ② 電話相談 月～金（8：30～17：15）予約不要
（ただし、祝日及び年末年始を除く）

子どもの人権110番	0120-007-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810
みんなの人権110番	0570-003-110
外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911
長崎地方法務局人権擁護課	095-826-8127
同諫早支局	0957-22-0475
同島原支局	0957-62-2513
同佐世保支局	0956-24-4850
同平戸支局	0950-22-2263
同壱岐支局	0920-47-0164
同五島支局	0959-72-2261
同対馬支局	0920-52-6463

* 相談への対応は、人権擁護委員又は法務局職員が行います。